

青森県報

号外第八十六号

平成二十五年
十二月十一日
(水曜日)

目 次

規 則

青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則 青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則	(税 務 課) … 一 (同) … 一
青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(河 川 砂 防 課) … 二
青森県河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	(同) … 二 (同) … 二
青森県河川法施行細則の一部を改正する規則	(同) … 二
議 会	
青森県議会会議規則の一部を改正する規則	(調 査 課) … 三
青森県議会委員会傍聴規程	(総 務 課) … 三
青森県議会図書室運営委員会規程を廃止する規程	(調 査 課) … 六
青森県議会議事局処務規程の一部を改正する訓令	(総 務 課) … 六

規 則

青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十号

青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年七月青森県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十条様在中「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合」を「)の割合(平成16年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。」と改め。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県核燃料物質等取扱税法施行規則（平成二十四年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「実用発電用原子炉」を「発電用原子炉」と改める。

第三十一条中「（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）」の割合（平成24年4月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中において、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）と改める。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十二号

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例（平成二十五年十二月青森県条例第六十二号）の施行期日は、平成二十五年十二月十一日とする。

青森県河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十三号

青森県河川流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

青森県河川流水占用料等徴収条例施行規則（平成十二年三月青森県規則第一百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中「許可」のところに「又は登録」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県河川法施行細則の一部を改正する規則

青森県河川法施行細則（昭和四十年四月青森県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十一条第一項」の下に、「第十一条の二第一項」を加える。

第四条の見出しを「（許可及び登録の期間）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十三条の二の登録の期間は、二十年以内とする。

第五条中「なすべき許可」の下に、「登録」を加える。

別表中「第十一条第一項の許可申請書」を「第十一条第一項及び第十一条の二第一

項の許可申請書等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議

会

青森県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月十一日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

青森県議会議規則第二号

青森県議会議規則の一部を改正する規則

青森県議会議規則（昭和三十一年十一月青森県議会議規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表図書室運営委員会の項を次のように改める。

広報図書委員会	議会の広報及び び広聴並びに 議会図書室の 充実に關する 協議及び調整	議長が委嘱し た議員	委員長
---------	---	---------------	-----

別表各委員長合同会議の項中「図書室運営委員会」を「広報図書委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県議会議規則第四号

青森県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

青森県議会議規則

(趣旨)

第一条 この規程は、青森県議会議規則（昭和三十一年九月青森県議会議規則第三十四号）第十六条第三項の規定に基づき、委員会の傍聴に關し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席、報道関係者席及び委員以外の議員席に分ける。

(一般席の傍聴人の定員)

第三条 一般席の傍聴人の定員は、次の各号に掲げる委員会室の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

- 一 第一委員会室から第六委員会室までの委員会室 五人
- 二 議会運営委員会室 五人
- 三 西棟八階大会議室 三十人

(委員会傍聴券の交付等)

第四条 一般席において委員会を傍聴しようとする者は、委員会傍聴申出書（第一号様式）を提出し、委員会傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 委員会傍聴券の交付を受けた者は、その交付を受けた日に限り傍聴することができる。

第五条 委員会傍聴券は、委員会開会予定時刻の三十分前から議事事務局所定の場所で、先着順に交付する。ただし、当該時刻において、委員会を傍聴しようとする者が定員を超えたときは、抽選により交付する者を決定する。

2 同じ日に二つ以上の委員会の傍聴をしようとする者は、委員会ごとに委員会傍聴券の交付を受けなければならない。ただし、一の委員会の委員会傍聴券を返還した後でなければ、新たな委員会傍聴券の交付は受けられないものとする。

3 委員会傍聴券の交付を受けた者は、入場に際し、これを係員に提示しなければならない。

4 一般席の傍聴人は、係員から要求があったときは、委員会傍聴券を提示しなければならない。

5 一般席の傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、委員会傍聴券を返還しなければならない。

(委員会室に入ることができない者)

第六条 次に該当する者は、委員会室に入ることができない。

一 銃器、刀剣、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者

三 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者

四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第八条の規定により、撮影し、又は録音することにつき委員長の許可を得た者を除く。

五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者

六 酒気を帯びていると認められる者

七 異様な服装をしている者

八 その他委員会審議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第七条 傍聴人は、傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

一 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

二 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

三 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。

四 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

五 飲食し、又は喫煙をしないこと。

六 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

七 その他委員会室の秩序を乱し、又は委員会審議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(係員の指示)

第九条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第十条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

一 傍聴人がこの規程の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき。

二 委員長が、秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。

2 この規程の規定に違反し、退場を命ぜられた者は、当日再び委員会を傍聴することはできない。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

第一号様式 (第四条関係)

委員会傍聴申出書

平成 年 月 日

委員長 殿

申出者

住 所

氏 名

㊟ (署名又は記名押印)

本日の貴委員会の傍聴を申し上げます。

傍聴券 番号	受付欄

第二号様式 (第四条関係)

(表 面)

11.3cm

第 号

委 員 会 傍 聴 券

平成 年 月 日

(当日限り有効)

〇〇委員会

青 森 県 議 会

8cm

(裏 面)

傍 聴 人 心 得	<p>一 傍聴人は、傍聴するときは、青森県議会委員会傍聴規程により、次の事項を守らなければなりません。</p> <p>1 委員会室における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。</p> <p>2 議論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。</p> <p>3 巻煙草、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。</p> <p>4 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病气その他の理由により委員長長の許可を得たときは、この限りでない。</p> <p>5 飲食し、又は喫煙をしないこと。</p> <p>6 みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。</p> <p>7 その他委員会室の秩序を乱し、又は委員会審議の妨害となるような行為をしないこと。</p> <p>二 一般席の傍聴席における写真、映画等の撮影又は録音は、許可が必要です。</p> <p>三 携帯電話他音声等を発する機器類を携帯しないこと。ただし、あらかじめ電源を切っている場合は、この限りではありません。</p> <p>四 この傍聴券は、傍聴を終えた際、議会事務局に返還してください。</p>
-----------	--

青森県議会告示第五号

青森県議会図書室運営委員会規程を廃止する規程を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

青森県議会図書室運営委員会規程を廃止する規程

青森県議会図書室運営委員会規程（昭和二十六年三月青森県議会告示第三号）は、
廃止する。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県議会訓令第三号

議会事務局職員一般

青森県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

青森県議会議長 阿 部 広 悦

青森県議会議事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会議事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の調査課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の
一号を加える。

十二 広報図書委員会に関すること。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭